

# 装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、自動車の安全性を確保し、環境を保全するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 186 回会合において、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」及び「大型車用制動装置の協定規則（第 13 号）」等の改訂が採択されるとともに、「自動車の運転者の前方視界に関する協定規則（第 125 号）」等の補足改訂が採択された。

また、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第 14 次答申（令和 2 年 8 月））において、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN: Particle Number）の基準を導入することが適当であるとされている。

これらを踏まえ、以下のとおり、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### (1) 装置型式指定規則の一部改正

協定規則第 13 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

### (2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する車両総重量 3.5 トン以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5 トン以下の自動車について、粒子数の基準を適用する。

#### 【適用日】

・ディーゼル車

新 型 車：令和 5 年（2023 年）10 月 1 日

継続生産車：令和 7 年（2025 年）10 月 1 日

・ガソリン車

新 型 車：令和 6 年（2024 年）10 月 1 日

継続生産車：令和 8 年（2026 年）10 月 1 日

- ② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く、車両総重量 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては適用除外あり）に備えられた電動パーキングブレーキについて、以下等の自動作動に関する要件を追加する。

#### 【要件】

- ・車両が停止していることが検知され、以下のいずれかの条件が満たされたときにパーキングブレーキを自動で作動させること。
  - (a) イグニッション／スタートスイッチがオフになっている又はキーが取り外されている場合
  - (b) ドアの解放やシートベルトの解除等を検知してドライバーが運転席を離れていると判断される場合、又はバスにおいてはドライバーによる操作が30秒を超えて行われない場合
- ・当該自動作動はドライバーの操作により解除されてもよいものとする。

#### 【適用日】

新 型 車：令和6年（2024年）9月1日

継続生産車：令和8年（2026年）9月1日

- ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く）の前方視界について、以下等の乗用車等（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車）と同じ要件を適用する。

#### 【要件】

- ・Aピラーによって視野が遮蔽される許容範囲
- ・運転者の左右180°及び一定の上下方向の視野範囲における遮蔽物の設置の禁止

#### 【適用日】

新 型 車：令和6年（2024年）7月1日

継続生産車：令和8年（2026年）7月1日

- ④ 車両総重量3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものを除く）のうち、電気自動車、電気式プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車の燃料消費率、電力消費率の試験法を定める。

#### 【適用日】

- ・電気自動車、電気式プラグインハイブリッド車

新 型 車：令和7年（2025年）4月1日

継続生産車：令和9年（2027年）4月1日

- ・燃料電池自動車

新 型 車：令和10年（2028年）1月1日

継続生産車：令和12年（2030年）1月1日

- (3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正

(2)①の改正については、ディーゼル車であれば令和5年10月1日より基準適用とするほか、所要の改正を行う。

#### (4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

### 3. スケジュール（予定）

公 布：令和4年10月7日

施 行：令和4年10月8日